

氏名（本籍）	藤田 祐介（京都府）
学位の種類	博士（教育学）
学位記番号	博乙第 2971 号
学位授与年月	令和 2 年 9 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
審査研究科	人間総合科学研究科
学位論文題目	教育二法の制定過程に関する実証的研究 —「教育の政治的中立」の政治過程—

主査	筑波大学教授	博士（教育学）	藤井穂高
副査	筑波大学教授	博士（教育学）	浜田博文
副査	筑波大学教授	博士（教育学）	大谷 奨
副査	横浜市立大学教授	博士（教育学）	高橋寛人

論文の内容の要旨

藤田祐介氏の博士学位論文は、1954（昭和29）年に成立した「教育公務員特例法の一部を改正する法律」（「教特法」）及び「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」（「中確法」）の2つの法律（「教育二法」）の制定過程を実証的に再検討するものである。その要旨は以下のとおりである。

序章では、教育二法に関する先行研究では「保革対立」という観点からの検討に留まり実証分析が乏しいことから、著者は、本論文において同法の制定過程を実証的に再検討し、その諸側面の内実を具体的に明らかにすることを課題としている。そのため、本論文では一次史料を重視するとともに、教育二法の制定過程における諸アクター間のダイナミックな政治過程に着目すると述べている。

第1章では、教育刷新委員会及び第92回帝国議会での旧教育基本法第8条関連の論議を明らかにし、その内実について検討している。ここでは、論議の過程で、教員の政治教育・政治的活動の限界について明確な基準が示されず、文部省はその限界についての判断を学校（校長）に委ね、あるいは教員の自覚に訴えるという姿勢を示したこと等を指摘している。

第2章では、教育二法との密接な関連性が指摘される「義務教育学校職員法案」をめぐる政治過程を明らかにし、そこで展開された教員の政治活動制限論議の内実について、国会の論議を中心に検討している。それにより、同法案の提案者は教員の政治活動制限を「副次的効果」として重視していたこと、また、政治的中立に関する議論が活発に展開されたものの、生産的な議論には発展しなかったこと等を指摘している。

第3章では、教育二法の立案契機となった山口日記事件の動向を明らかにするとともに、同法の立案過程について検討し、同法が政府原案として最終決定するまでの作成経緯を跡付けている。ここでは、文部省と他の関係官庁（内閣法制局、人事院、法務省）との折衝が重要な意味を持っており、この折衝を通じて文部省の構想は幾度も修正・変更され、当初の文部省案は「後退」を余儀なくされたこと、法案作成には教員の自主性や教育の自由を重んじる大達文相の考え方が反映されたこと等を指摘している。

第4章では、教育二法の一つの拠り所となった「教員の政治的中立性維持に関する答申」をまとめた中央教育審議会（中教審）の動向と政治的中立をめぐる論議の内実を検討している。それにより、教員（教員組合：日教組）の政治活動制限について慎重な対応を求める委員が少なくなかったこと、「答申」のいう「適当な措置」の解釈について委員の間で共通理解を持つに至らず、中教審内部においてすら多様な解釈の余地を残したこと等を指摘している。

第5章では、著者は、教育二法の法案をめぐる国会審議過程について検討し、同法案が「保革対立」のみならず、より重層的な政治力学の中で検討・修正がなされたことを明らかにしている。特に、同法案の緑風会修正案が保革の「ねじれ」の中でほぼ全会一致で可決され成立したことに注目し、両派社会党が同修正案によって懸念材料が除去されたという認識をもったこと、政府・自由党が二法案の廃案よりも教育二法成立という所期の目的達成を優先したこと、旭丘中学校事件の発生という外的要因が同法成立を後押ししたこと等を指摘している。

第6章では、教育二法の制定過程における教育関係団体の動向について、日本教職員組合（日教組）の活動に焦点を当てながら検討している。本章では、諸団体が法案中の刑罰規定の削除を強く求め、参議院（主に緑風会）への陳情活動を活発に展開し、そうした活動が国会審議の動向や世論形成に影響を及ぼしたという点で、教育関係団体は制定過程における主要なアクターとしての役割を果たしたことを指摘している。

第7章では、教育二法の制定過程における「世論」の動向と内容について、新聞記事及び国会請願・陳情の検討を通して明らかにしている。著者は、三大紙が二法案反対の「世論」形成を積極的に担っていたこと、「世論」が必ずしも二法案等に対する一方的な批判に終始したわけではなく、同法案の審議が最終段階に至った頃から新聞論調に変化が現れたこと等を指摘している。

終章では、著者は、本論文での実証的検討を通して得られた知見のうち、二法案がその立案と国会審議のプロセスにおいて、多様なアクターの意向を反映し幾度も修正を重ねたことで一定程度「抑制」されたこと、二法案は与野党対決法案であったにも関わらず、最終的に教育二法は保革のいわば「合意」によって成立したこと、制定過程では教員の政治活動制限構想や二法案に対する一方的な批判や反対論だけでなく、同法案や政治的中立に関して多様な見解、解釈が示されたことの3点について考察を加え、本研究の意義を導いている。

審査の結果の要旨

(批評)

本論文は、教育二法の制定過程を実証的に検討し、同法制定に対する再評価を試みることを課題としている。この教育二法は戦後教育史において注目すべきトピックであるにも拘わらず、教育二法の制定過程については、これまで十分な実証的検討が行なわれておらず、先行研究では、保革対

立の図式の中で「逆コース」下の教育の「反動化」と捉える傾向が一般的であった。本論文では、教育二法の制定過程における諸アクター間の対立と妥協、合意といった政治過程のダイナミクスに着目するとともに、国立教育政策研究所所蔵の『『義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法』に関する行政文書史料』、「中央教育審議会総会速記録」、山口県文書館所蔵の山口日記事件関係史料など、先行研究で参照されることのなかった史料を多く活用している点に優れた特徴が認められる。本論文は、先行研究において断片的な叙述に留まっていた教育二法の制定過程の全体像を浮き彫りにするとともに、教育二法の制定過程のダイナミクスを実証的に明らかにした点、そして、制定過程における政治的中立をめぐる多様な見解や解釈を明らかにした点について評価できる。

令和2年8月11日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。

なお、学力の確認は、人間総合科学研究科学学位論文審査等実施細則第11条を適用し免除とした。よって、著者は博士（教育学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。